

報告第18号

専決処分の報告について

転入届に係る事務処理誤りによる損害賠償額について、市長専決処分指定の件第4の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和8年6月11日

提出者 長野市長 荻原健司

専決第14号

専 決 処 分 書

転入届に係る事務処理誤りによる損害賠償額について、市長専決処分指定の件第4の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年4月30日

長野市長 荻原健司

転入届に係る事務処理誤りによる損害賠償額について

- 1 損害賠償額 金740,000円
- 2 相手方